第5期習志野市障がい者基本計画
（障がい者施策に関する基本計画）
― 令和6（2024）～ 令和11（2029）年度 ―

概　要　版

習志野市イメージキャラクター
「ナラシド♪」

令和6年3月

習志野市

習志野市は、持続可能な開発目標「SDGs」に取り組んでいます。

計画策定の目的

市では、平成30（2018）年度に策定した「第4期習志野市障がい者基本計画」において、『誰もが互いに人格と個性を尊重し、地域で自分らしく暮らすことができるみんなのまち習志野』を基本目標に掲げ、障がいへの理解を基礎に、地域で暮らす誰もが互いに尊重し合い、安心感と自己肯定感を持って暮らすことのできる「共生社会」を実現するために、市民、事業者、行政が一体となって取り組むべき基本的な方向性と施策を示し、医療的ケア児の避難プラン作成や共生型サービス提供事業所の確保、令和3年の基幹相談支援センター設置による地域の相談支援体制の強化、また、令和5年の障がいのある人の地域での生活を支援する地域生活支援拠点等（ならとも拠点システム）の整備等を行ってきました。

この「第5期習志野市障がい者基本計画」（障がい者施策に関する基本計画）は、国における障害者基本計画及び県の障害者計画を基本とし、本市における障がいのある人の状況等を踏まえ、今後6年間において充実すべき施策や事業を示した、障がい福祉施策に関する総合的な計画として策定したものです。

計画の位置付け（各計画の関連）

習志野市障がい者基本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき策定する障がいのある人のための施策に関する基本的な計画であり、本市における障がいのある人の状況等を踏まえた障がい者施策の総合計画として策定しました。

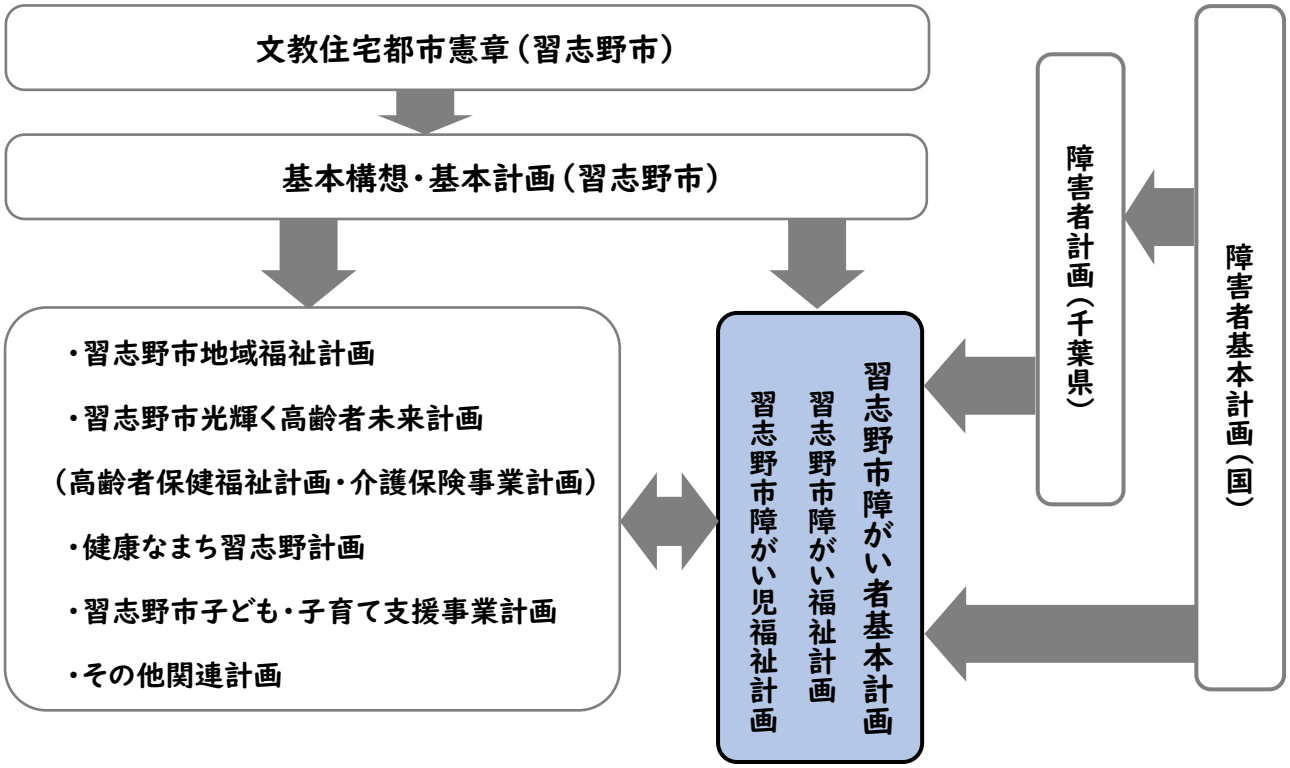

計画の期間

「第5期障がい者基本計画」の計画期間は、令和6（2024）から令和11（2029）年度の6年間として策定します。

なお、障がい者基本計画は、国の障害者基本計画、本市基本構想及び基本計画の策定により計画期間の途中でこれを見直す場合があります。

令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	令和9（2027）年度	令和10（2028）年度	令和11（2029）年度
第4期障がい者基本計画（平成30（2018）～令和5（2023）年度）			第5期障がい者基本計画					

計画の策定体制

（1）習志野市障がい者基本計画等策定委員会の設置

計画策定にあたり、当事者や専門的視点からの検討のため、障がい当事者・家族、福祉事業関係者、学識経験者などで構成する「障がい者基本計画等策定委員会」で協議し、計画を策定しました。

（2）習志野市障がい者基本計画検討委員会の設置

計画の具体的施策について、市関係部署の立場から検討するため、市関係部署の次長で構成する「障がい者基本計画検討委員会」を設置し、検討・調整の上、計画を策定しました。

（3）計画策定の基礎資料

・施策の点検
前回計画に掲げた施策及び障害福祉サービスについて、進捗状況を確認するとともに、課題を整理し、新規事業を含め、今後の取り組みの方向性を検討しました。
・アンケート調査の実施・分析
障がい者施策に関する現状や課題、要望について、対象者を5つに区分してアンケート調査を実施し、課題の分析のための基礎資料として活用しました。

（4）パブリックコメントの実施

「広報習志野」等でパブリックコメントの実施について周知し、「習志野市障がい者基本計画等策定委員会」で協議された計画案を令和5（2023）年12月1日から12月28日まで、市ホームページ等で公表し、市民から意見を募集しました。

計画の推進体制

◎担当所属

毎年度、「施策の展開」として記載した取り組みごとに達成度の評価を行います。

◎取り組み

習志野市障がい者基本計画検討委員会を中心として進捗状況を確認、検討し、各施策の推進に努めます。

◎重点課題ごとの数値目標

・計画期間の終了までに再度アンケート調査を実施し、目標の達成度について評価、分析を行います。

めざすべき将来像と基本視点

めざすべき将来像

障がいへの理解を基礎に、地域で暮らす誰もが互いに尊重し合い、安心感と自己肯定感を持って暮らすことのできる「共生社会」を実現するために掲げるものです。

誰もが互いに人格と個性を尊重し、
地域で自分らしく暮らすことができる
みんなのまち習志野

基本視点

めざすべき将来像を実現するための3つの「基本視点」を設定しました。

基本視点1　自立と共生

障がいのある人が社会の一員として自立することで、自己肯定感を持って生きていくことは大切なことです。そのためには、周囲の理解に基づいた就労や地域参加が重要であることから、自立と共生は不可分な関係にあります。

例えば、企業や障がい者就労支援施設等での就労のための支援や、相談支援体制の整備等の課題に対応していくことが求められます。

⇒重点課題1、3、5へ

基本視点2　障がいへの正しい理解と権利擁護

めざすべき将来像に掲げた「誰もが互いに人格と個性を尊重し、地域で自分らしく暮らす」ためには、社会における障がいへの理解を基礎とした、差別等の解消など、障がいのある人の権利擁護の推進が重要です。

また災害時を含めたあらゆる場面で障がいのある人が不自由なく生活するために、情報の的確な取得と障がいへの理解に基づいた具体的な配慮がなされることが不可欠です。

例えば、教育の場や地域における周知啓発の実施及び差別解消や合理的配慮につながる障がいへの正確な理解の推進等の課題に対応していくことが求められます。

⇒重点課題1へ

基本視点3　切れ目ない支援

障がいのある人が生涯を通して幸せに暮らしていくためには、人生の各時期・節目、いわゆるライフステージに合わせて適切な支援（サポート）を得ることが重要です。

例えば、福祉サービスの提供体制の充実や、さまざまな社会資源の充実、また幼児期の支援や発達支援における連携強化等の課題に対応していくことが求められます。

⇒重点課題2、4、6へ

重点課題と基本施策

目指すべき将来像と3つの基本視点を踏まえた、6つの重点課題と基本施策は次の通りです。

重点課題1. 障がいのある人への理解と権利擁護の推進

基本施策（1） 差別解消、合理的配慮の普及・啓発	施策数：9
基本施策（2） 成年後見制度の利用促進	施策数：5
基本施策（3） 障がい者虐待防止の取り組みの推進	施策数：5
基本施策（4） 障がい（者）理解のための取り組みの推進	施策数：19
基本施策（5） さまざまな手段による情報コミュニケーション保障	施策数：16

アンケート結果を踏まえた数値目標

【在宅の人（18 歳以上）対象調査】

障がいがあることが原因で、日常生活の中で、差別や虐待に当たるのではないかと思われる扱いを受けた経験が「特にない」の回答率。

障がいのある人とない人との交流機会の増加や、教育の機会を通した障がいについての理解促進などにより、この回答率の更なる増加をめざします。

問42 あなたは、障がいがあることが原因で、日常生活の中で、差別や虐待に当たるのではないかと思われる扱いを受けた経験がありますか。（複数回答可）

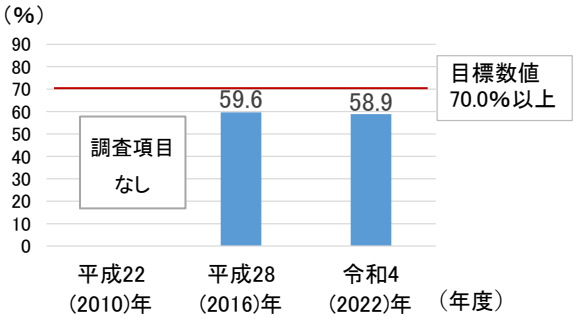

重点課題2. 暮らしを支えるサービスの充実

基本施策（1） 障害福祉サービス等の提供体制の充実	施策数：16
基本施策（2） 地域生活支援事業等の充実	施策数：9
基本施策（3） 地域生活支援拠点等の充実	施策数：11
基本施策（4） 保健・医療と連携した健康維持・増進活動の充実	施策数：13

アンケート結果を踏まえた数値目標

【在宅の人（18 歳以上）対象調査】

障害福祉サービスの利用に関して困っているとして、回答率の高かった 2 つの選択肢「どのようなサービスを利用できるのかわからない」、「事業者を選ぶための情報が少ない」の回答率の合計。

今後はよりわかりやすいサービス案内などにより、この回答率の減少をめざします。

問34 あなたは、障害福祉サービスの利用に関して困っていることはありますか。（複数回答可）

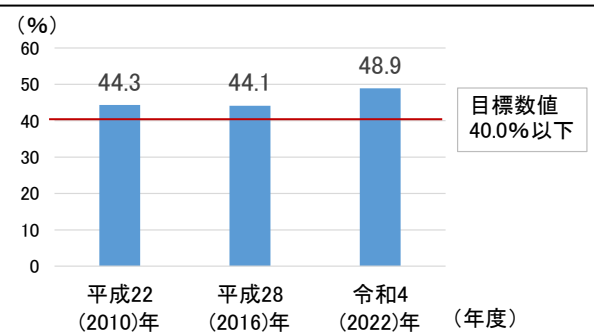

重点課題3. 就労と社会参加の促進

基本施策（1） “働ける・働きたい”の意識醸成につながる支援	施策数：10
基本施策（2） 就業環境の整備	施策数：8
基本施策（3） 障がい者就労支援施設等からの調達の拡充	施策数：3
基本施策（4） 余暇活動充実のための支援	施策数：5

アンケート結果を踏まえた数値目標

【在宅の人（18 歳以上）対象調査】

障がいのある在宅の人（18 歳以上）が働いていない理由について、「自分に合った仕事がわからない」、「働く自信がないから」、「特に理由はない」の選択肢の回答率の合計。

今後の各種施策への取り組みにより、この回答率の更なる減少をめざします。

問23 あなたが、働いていない理由は何ですか。（複数回答可）

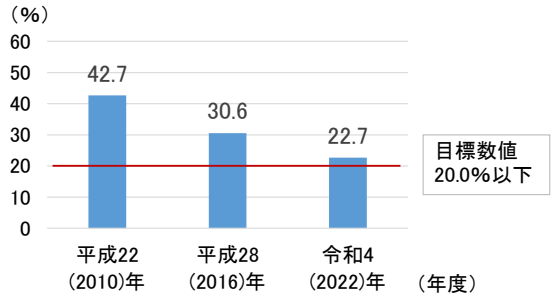

重点課題4. 障がい児支援・発達支援の充実

基本施策（1） 障がい児等へのサービスの充実	施策数：4
基本施策（2） 発達相談・支援、療育の充実	施策数：6
基本施策（3） 特別支援教育の充実	施策数：10
基本施策（4） 保健・医療・福祉・保育・教育など分野を超えた連携	施策数：9
基本施策（5） 発達障がいの支援強化	施策数：6

アンケート結果を踏まえた数値目標

【18 歳未満の人と保護者の人対象調査】

療育・保育（又は学校・教育）に関して困っていることについて、「①情報の不足」と「②内容への不満」についての主な選択肢の回答率。

「情報の不足」については、多様化するサービスについて適切な情報提供を行うことにより減少をめざします。

「内容への不満」については、関係機関との連携や職員等の質の向上などにより更なる減少をめざします。

困っていること	指標として選んだ選択肢
療育・保育に関して	①療育・保育に関する情報が少ない ②療育や訓練の内容が十分ではない
学校・教育について	①教育・療育に関する情報が少ない ②教職員の指導・支援の仕方が心配

問23 保護者の方には、療育・保育に関して困っていることがありますか。（複数回答可）

問26 あなたや保護者の方には、学校・教育について困っていることがありますか。（複数回答可）

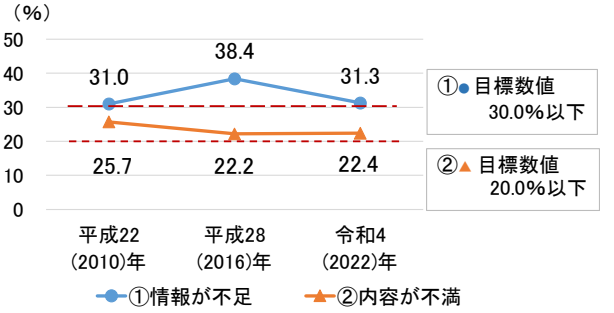

重点課題5. 相談支援の充実

基本施策（1） 相談支援体制の整備	施策数：18
基本施策（2） 当事者団体等における相談活動	施策数：7
基本施策（3） 地域移行の推進	施策数：4

アンケート結果を踏まえた数値目標

【在宅の人（18 歳以上）対象調査】

障がいのある在宅の人（18 歳以上）が困ったときの相談先について、「相談したいが相手がいない」の選択肢の回答率。

障がいのある人が内容に応じた相談先を自由に選択できるように周知・啓発に努めるとともに、職員等の質の向上などにより、障がい者の相談に寄り添い、的確な対応が行える環境整備の促進により回答率の減少をめざします。

問 14 あなたは、日常生活で困ったことや悩みについて、誰に相談していますか。（複数回答可）

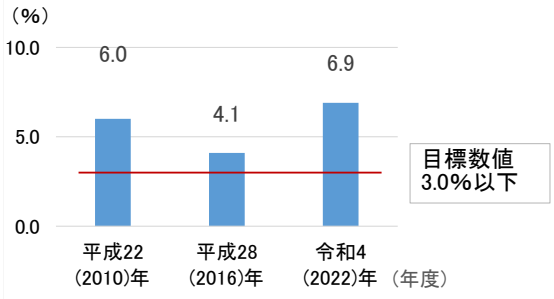

※H22 の選択肢は「相談する相手がいない」

重点課題6. 社会資源の充実

基本施策（1） バリアフリー・ユニバーサルデザインの充実	施策数：17
基本施策（2） 地域における支援体制の充実とネットワーク構築	施策数：16
基本施策（3） 市民団体・ボランティア団体等との連携	施策数：3
基本施策（4） 防災・災害対策等の整備	施策数：10

アンケート結果を踏まえた数値目標

【在宅の人（18 歳以上）対象調査】

障がいのある在宅の人（18 歳以上）が外出するときに困っていることについて、「歩道の段差や障害」、「建物の段差や階段」、「周りの人に手助けを頼みにくい」の選択肢の回答率の合計。

関係機関と連携し、障がいのある人が安全で利用しやすいまちづくりに向けた取り組みを推進するとともに、ハード面だけではなく、市民の障がいや障がいのある人への理解を深めることにより、回答率の減少をめざします。

問 28 あなたには、外出するときに困っていることはありますか。（複数回答可）

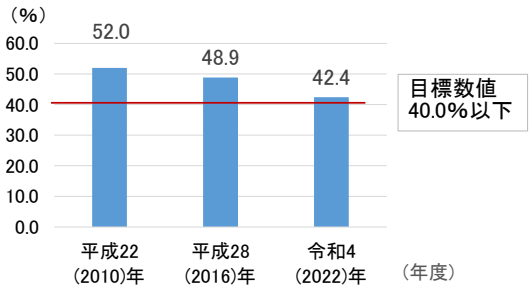

あしたのハーモニーが響くまち

習志野市

第5期習志野市障がい者基本計画（障がい者施策に関する基本計画）＜概要版＞
令和6年3月

発行　習志野市
編集　習志野市　健康福祉部　障がい福祉課
〒275−8601　習志野市鷺沼2丁目1番1号
電話　：　047−451−1151（代）
FAX　：　047−451−6851（聴覚・言語障がい者専用）
e-mail　：　syogaifu@city.narashino.lg.jp